

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	諏訪市

諏訪市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 諏訪市経済部農林課
所在地 〒392-8511
長野県諏訪市高島一丁目 22-30
電話番号 0266-52-4141
FAX番号 0266-57-0660
メールアドレス nourin@city.suwa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ ハクビシン、カワウ、カワアイサ、カラス、カルガモ、キジバト、ドバト、アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県諏訪市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	豆類	4	68	26
	飼料作物	8	100	2
	いも類	3	60	2
	野菜	14	2,380	357
	マツタケ	2	14	470
イノシシ	野菜	5	625	70
	マツタケ	294	10	330
ニホンザル	豆類	1	8	3
	野菜	4	250	49
	果樹	2	50	23
ツキノワグマ	なし	0	0	0
ハクビシン	野菜	35	450	84
カワアイサ	ワカサギ	—	1,800	1,994
カワウ			1,133	1,234
カンムリカイツブリ			733	805

※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分（小数点以下四捨五入）したものである。				
カラス	果樹	47	510	97
	野菜	9	120	16
カルガモ	稲	90	5,868	1,343
キジバト・ドバト	稲	2	30	6
アオサギ	稲	5	299	53
	豆類	1	30	4
	野菜	1	30	3

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p><獣害></p> <p>中山間地域で遊休農地や管理されない農地面積が増加しており、鳥獣が耕作地に近付きやすい環境になっており、農作物を加害している。そのため、さらに耕作放棄地が増えるという悪循環に陥っている地域もある。</p> <p>東山地域では、ニホンジカやイノシシ、ハクビシンによる野菜の食害がある。</p> <p>西山地域では、東山同様の農業被害のほかに、主に後山地区周辺の山林において、ニホンジカやイノシシによる林地の踏み荒らしやマツタケの食害がある。また、サルが山林付近の畑に出没し、食害が発生している。</p> <p>ツキノワグマについては、農地等への出没が確認されている。</p> <p><鳥害></p> <p>諏訪湖において、カワウ、カワアイサ等の魚食性鳥類による食害によりワカサギの漁獲量が減少するとともに採卵量及び出荷量に多大な影響を及ぼしている。</p> <p>カラス被害は、果樹園等の食害等が発生している。</p> <p>平坦部の水田地帯においては、アオサギ、カルガモによる田植期の水稲苗の引抜きや踏み荒らし、収穫期の粃の食害が甚大である。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害額現状値	被害面積現状値	被害額目標値	被害面積目標値
----	--------	---------	--------	---------

	(令和6年度) (千円)	(令和6年度) (a)	(令和10年度) (千円)	(令和10年度) (a)
ニホンジカ	857	20	771	18.0
イノシシ	400	299	360	269.1
ニホンザル	176	6	158	5.4
ツキノワグマ	0	0	0	0
ハクビシン	84	35	75	31.5
カワアイサ	1,994	—	1,496	—
カワウ	1,234		926	
カンムリカイツブリ	805		604	
※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分(小数点以下四捨五入)したものである。				
カラス	113	56	101	50.4
カルガモ	1,343	90	1,208	81.0
キジバト・ドバト	6	2	5.4	1.8
アオサギ	53	5	47	4.5

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>獣害は、諏訪市猟友会が実施する通常捕獲の他、周辺市町村と広域捕獲を実施している。「後山区集落捕獲隊」「諏訪市鳥獣被害対策実施隊」による地域住民との連携捕獲により、被害を軽減させている。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、くくり罠等を導入するとともに、小型箱罠や捕獲檻を整備してきた。</p> <p>ツキノワグマについては、人の生活圏における出没が確認されていることから、捕獲を実施した。</p> <p>鳥害について、カルガモ等の鳥類は、水田地帯等で銃による</p>	<p>狩猟者の高齢化により、従事者の減少が懸念されるため、従来の地域ぐるみの捕獲のほか、ICT等を活用した対策を推進し、労力軽減の必要がある。</p> <p>ニホンザルへの対策は困難であるが、地域住民による追い払い等地元が主体的に対策するように促し、市や協議会も併せてサル被害の軽減を支援する。</p> <p>カラス、アオサギ等の鳥類は、農業被害のほか生活環境被害もあり、年々被害が増加傾向にあるが、鳥類の被害地が市街地に近いために、有効的な対策をするのが難しい。</p>

	捕獲を実施している。魚食性鳥類については諏訪湖漁業協同組合が主体となり追い払いを実施。	
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<p>獣害は、西山地域、東山地域の農地やマツタケ山では、補助事業等を活用したネット柵や電気柵等の防護柵を設置している。</p> <p>鳥害は、果樹園等でネット等を使用し個別に対応している。</p>	<p>獣害は、広域柵の整備が進んでおらず、個別に設置した防護柵では一体性がなく、地域全体での被害防止に至っていない。</p> <p>鳥害は、被害が広範囲にわたるため、対策に苦慮している。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>被害地を中心に周辺の耕作放棄地等の状況を確認し、放任果樹・残さを早期処理する啓発を行うことで、人と鳥獣の棲み分けを明確にし、農地、集落等に鳥獣を寄せ付けない環境にすることを目指している。</p>	<p>鳥獣を寄せ付けない環境にするためには、耕作放棄地の改善や放任果樹・残さなどの除去は一体的に行う必要があると考えられる。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○捕獲等に関する取組</p> <p>加害鳥獣の個体数密度を減らすために、現状の生息・被害状況等を鑑みて、猟友会等へ委託し捕獲する。捕獲に必要な機材等を支援する。</p> <p>ツキノワグマについては、必要に応じ加害個体又はその恐れのある個体の捕獲に取り組む。</p> <p>○追い払いや防護柵の設置等に関する取組</p> <p>関係団体からの要望等をもとにネット柵、電気柵、金網柵等の防護柵の設置・導入を支援する。</p> <p>ツキノワグマについては、電気柵の設置の普及・支援に取り組むとともに、</p>
--

必要に応じ学習放獣を実施する。

○生息環境管理その他の取組

人と鳥獣の棲み分けを明確にし、農地、集落等に鳥獣を寄せ付けない環境にしていくために、耕作放棄地や里山の現状を把握し、適切な管理方法を検討していく。また、果樹や残さ等の誘引物を早期処理する啓発を行う。鳥獣ごとの効果的な追い払いを地域や関係機関等と連携して実施していく。ツキノワグマについては必要に応じて、農地等周辺森林等の緩衝帯整備の実施及び維持管理の実施または支援を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○諏訪市、諏訪地域振興局

捕獲申請、許可、捕獲等に対する支援

○諏訪市鳥獣被害対策協議会

実施主体として捕獲計画等の策定、委託

○諏訪市猟友会、後山区集落捕獲隊、諏訪市鳥獣被害対策実施隊 等
捕獲の実施

なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマの捕獲に当たり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ	くくり罠等の捕獲機材を導入して貸与とともに

令和9年度 令和10年度	イノシシ ハクビシン	に、狩猟免許取得を促進する。諏訪市猟友会、後山区集落捕獲隊、諏訪市鳥獣被害対策実施隊等により捕獲体制を強化する。
	ニホンザル	生息数把握のため、捕獲した一部の個体を調査用とする。また地元への追い払い強化を支援していく。
	ツキノワグマ	クマ等の出没時対応マニュアルを作成し、緊急時を含めた捕獲等の対応体制を整備する。
	カラス	捕獲檻による捕獲強化を実施するため、捕獲場所の選定と檻の増設等を検討する。
	カルガモ キジバト・ドバト アオサギ	安全対策に配慮し、適切な場所で銃による捕獲を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の第2種特定鳥獣管理計画を基本とし、前年度の捕獲数及び狩猟期の動向、農林水産業被害の状況、隣接市町村からの情報、長野県野生鳥獣被害対策支援チームや諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム並びに研究機関等と連携して協議の上、捕獲計画数等を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等(頭・羽)		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	850	850	850
イノシシ	50	50	50
ニホンザル	10	10	10
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	50	50	50
カラス	200	200	200
カルガモ	100	100	100
キジバト	100	100	100
ドバト	100	100	100
アオサギ	5	5	5

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
＜獣類＞ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン くくりわな（ツキノワグマを除く）、箱わなにより、原則通年、市内全域 で捕獲する。11月～3月にかけて市内の山林で銃による捕獲を行う。ニ ホンザルの被害が市内の西山地域を中心に増加傾向にあるため、地元によ る追い払い活動を促すと共に銃による捕獲も行う。 ＜鳥類＞カラス、カルガモ、キジバト、ドバト、アオサギ 銃により、西山中山間地域で春～夏にかけて捕獲するほか、5月、10月 頃に豊田・湖南の平坦部水田地帯で捕獲する。 併せてカラスは、必要に応じて檻を設置して捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について
記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す
る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲に当たり、確実な止めさ しのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要であ る。なお生活環境被害のための捕獲を考慮し、実施予定時期は通年 とし、捕獲予定場所は市内全域とする。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフ
ル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防
止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、
対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要
がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
諏訪市	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委
譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種
類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第
4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する
場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・大熊林野利用農業協同組合 300m ・北真志野生産森林組合 300m ・南真志野生産森林組合 700m ・神宮寺生産森林組合 400m ・後山区 800m ○複合柵 ・中屋農事組合 240m	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・大熊林野利用農業協同組合 300m ・北真志野生産森林組合 300m ・南真志野生産森林組合 700m ・神宮寺生産森林組合 400m ・下金子生産森林組合 400m ・後山区 800m	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・大熊林野利用農業協同組合 300m ・北真志野生産森林組合 300m ・南真志野生産森林組合 700m ・神宮寺生産森林組合 400m ・下金子生産森林組合 400m ・後山区 800m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	各団体・地区により適切な維持管理を行う。 地域主体の追い払い活動等を推進する。	各団体・地区により適切な維持管理を行う。 地域主体の追い払い活動等を推進する	各団体・地区により適切な維持管理を行う。 地域主体の追い払い活動等を推進する

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ カワウ カワアイサ カンムリカイツブリ	ニホンジカ等について、補助事業を活用する防護柵の設置場所等について、地縁的まとまりがあり、地域の同意をもって実施するように実施主体に調整を図る。 ニホンザルについて、出没地区で説明会を実施し、生態及び対策を周知した上で、放置された柿の木や廃果の処理の徹底をするほか、地元区や団体等が中心となって追払いを促進するため、資材の支援を行う。 魚食性鳥類について、諏訪湖漁業協同組合等と連携して、モーターボートによる追払いの継続、有効的な対策の検討を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
諏訪市	実施隊、猟友会へ捕獲実施の連絡 状況により関係機関へ連絡、調整 周辺住民、学校等への周知
長野県諏訪地域振興局	関係機関へ連絡、調整
諏訪警察署	住民の生命、身体の確保 緊急を要する場合の対応
諏訪市鳥獣被害対策実施隊 諏訪猟友会諏訪支部	鳥獣の捕獲実施及び対処
麻酔薬による捕獲等可能な事業者	市の要請により必要に応じ鳥獣へ麻酔を 投与し不動化

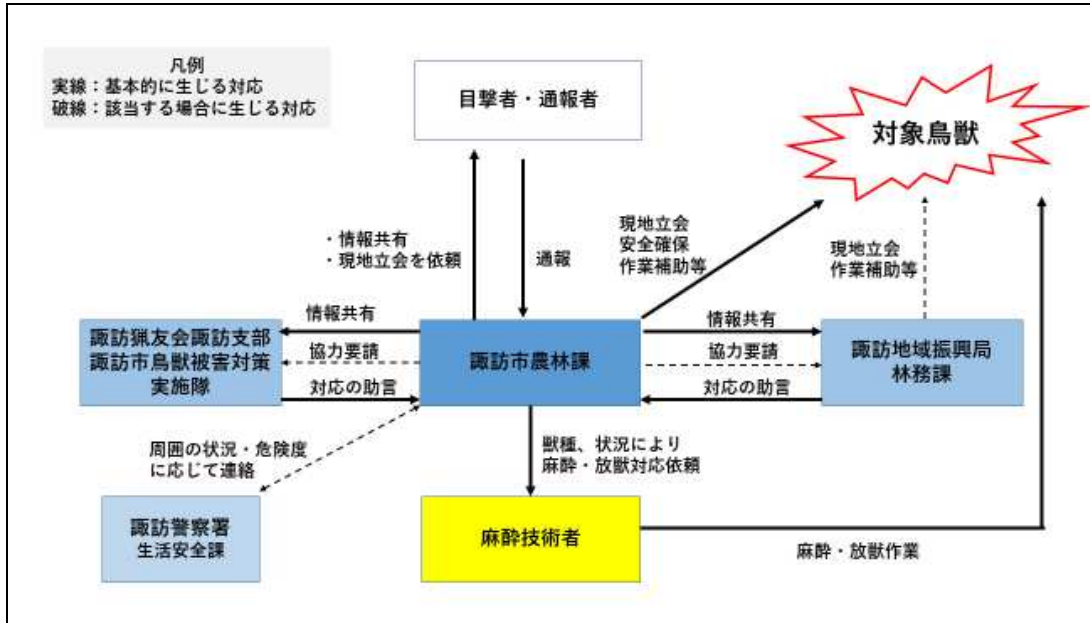
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、捕獲等をした現場や捕獲者の土地へ埋設処理する他、捕獲従事者による自家消費や、近隣市町村の獣肉処理施設へ搬入し、ジビエとして利活用を図る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲従事者による自家消費の他、近隣市町村の獣肉処理施設に搬入し、食肉として有効活用を図る。
ペットフード	近隣市町村の獣肉処理施設に搬入し、食肉として有効活用を図る。
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角)	なし

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	諏訪市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
諏訪市	諏訪市の鳥獣被害対策について全般的な管理、支援を行う。
長野県諏訪地域振興局	管轄部門の鳥獣被害対策の情報提供、事業実施の指導、支援を行う。
諏訪市農業委員会	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
信州諏訪農業協同組合	
長野県農業共済組合諏訪支所	
諏訪湖漁業協同組合	
諏訪猟友会諏訪支部	
諏訪市山林原野経営協議会	
諏訪まつたけ生産振興会	
鳥獣保護監視員	鳥獣の生態等の専門的立場で捕獲活動を始め被害対策に助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

長野県野生鳥獣被害対策支援チーム 諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	農業者、林業従事者への鳥獣の知識の普及のための講習会の講師
-------------------------------------	-------------------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置。
平成25年度より諏訪市猟友会員を隊員として任命し、諏訪市全域で地域ぐるみの捕獲活動を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1161号同意

変更：令和 年 月 日付け 森推第 号同意